

## 第63号議案

春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

市民図書館の振興及び文化財の保護の推進を地域振興等の関連施策と総合的に実施するため、市民図書館及び文化財に関する事務を市長が管理し、及び執行することとしたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成27年条例第34号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同号を第3号とし、本則中第1号を第2号とし、本則に第1号として次の1号を加える。

(1) 市民図書館の設置、管理及び廃止に関すること。

本則に次の1号を加える。

(4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際春日市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に春日市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(春日市ふれあい文化センター設置条例の一部改正)

3 春日市ふれあい文化センター設置条例(平成6年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条の4、第10条の6第1項第3号及び第2項、第10条の7並びに第10条の8中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第4項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条中「又は教育委員会」を削る。

第14条ただし書を削る。

(春日市文化財保護条例の一部改正)

4 春日市文化財保護条例(昭和49年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「春日市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条第1項から第3項まで及び第6項並びに第5条第1項、第4項及び第5項中「委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「委員会規則」を「規則」に、「委員会の」を「市長の」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第10条第2項、第12条第1項及び第2項、第13条第2項、第14条第1項から第3項まで、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項、第4項及び第5項、第18条、第19条第1項、第20条第1項及び第3項並びに第21条第1項及び第3項から第5項までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第22条第1項本文中「委員会」を「市長」に改め、同項ただし書中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第23条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第26条(見出しを含む。)中「委員会規則」を「規則」に改める。

第27条第1項から第3項まで、第5項及び第8項並びに第28条第1項、第2項、第5項及び第6項中「委員会」を「市長」に改める。

第29条中「委員会規則」を「規則」に、「委員会」を「市長」に改める。

第30条第1項、第31条第1項、第32条、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項及び第2項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条中「委員会」を「市長」に改める。

第40条第1項中「委員会は」を「市長は」に改める。

第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条、第45条、第46条第1項、第48条第1項、第49条第1項及び第2項、第50条第1項、第2項及び第6項、第52条第1項並びに第53条中「委員会」を「市長」に改める。

第54条中「委員会規則」を「規則」に改める。

(春日市のぼり窯体験広場使用料条例の一部改正)

- 5 春日市のぼり窯体験広場使用料条例(平成4年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条並びに別表備考3及び4中「教育委員会規則」を「規則」に改める。